

鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により市長の許可を受けた者（以下「事業者」という。）が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第45号。以下「条例」という。）並びに鳥取市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、利用者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合における当該減免した経費について補助することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち事務費の一部を事業者が行う減免事業（以下「補助事業」という。）について、当該事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、第1号の額から第2号の額を減じた額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) アの額とイの額を比較し、いずれか少ない方の額

ア 事務費実支出額

イ 別表1により算出された事務費に各月初日の実利用人員を乗じて得る年間合算額

(2) アの額とイの額を比較し、いずれか多い方の額

ア 本人から徴収した事務費実徴収額

イ 別表2に掲げる想定本人徴収額の年間合算額

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年5月末日までに行わなければならない。

ただし、年度の中途に新たに事業を開始した社会福祉法人及び事業者については、開設した日から30日以内に交付申請を行うこととする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び事務費に係る施設利用料の額を明らかにすることができる利用規程等とする。

3 規則第4条第1項の申請書には、前項に定めるもののほか次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 別表1の(2)のアに規定する加算を受けようとする場合には、様式第3号及びその他加算認定にあたって市長が必要と認める書類

(2) 別表1の(2)のイに規定する加算を受けようとする場合には、様式第4号及び当該民間施設給与等改善費算定の基礎となった職員の勤続年数を明らかにできる経歴書

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額及び20パーセントを超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号、様式第5号及び事務費に係る施設利用料の額を明らかにすることができる利用規程等とする。

3 規則第12条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 本人徴収額を明らかにする検収調書

(2) 別表1の(2)のアに規定する加算を受けた場合には、様式第3号及びその他福祉部長が必要と認める書類

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、福祉部長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして福祉部長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1 事務費

第3条第2項に規定する1人1か月当たりの事務費は、(1)に掲げる事務費基準単価に(2)により算出した額を加算した額とすること。

事務費とは、施設を運営するために必要な、人件費支出（職員給料、非常勤職員給与、退職給付 費用、法定福利費）、事務費支出（福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務 消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、保険料、賃借料、租税公課、雑費及びその他事業者が定める科目）、事業費支出（保健衛生費（ただし、利用者の健康診断の実施に要する費用に限る。）、拠点区分間繰入金支出又はサービス区分間繰入金支出、固定資産取得支出（車両運搬具取得支出及び器具及び備品取得支出）、人件費積立資産支出及び施設整備等積立資産支出（ただし、施設修繕又は備品等購入に係るものに限る。）に充当する経費とする。

また、これらの経費は、従来補助対象としていた、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料 事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費並びに人件費（積立）引当金、施設整備等（積立）引当金（修繕引当（積立）金、備品等購入引当（積立）金）、本部会計（経理区分）繰入金に充当する経費と同範囲とする。

(1) 定員1名当たりの事務費基準単価

定員1名当たりの事務費基準単価は次のア及びイに掲げる額とするが、条例及び規則の定めに基づき配置する職員が、当該職務以外の業務に従事する場合（施設が、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設（以下「特定施設」という。）の場合、当該特定施設の業務を除く。）については、当該職員に対し、イに掲げる額を控除した額とする。

ただし、その控除額は当該施設の事務費基準単価の2分の1に相当する額を限度とする。

ア 軽費老人ホーム

取扱定員(人)	単独設置の場合	併設置の場合	特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合			
			単独設置の場合		併設置の場合	
			共通職員	直接処遇職員	共通職員	直接処遇職員
10		148,400		21,300	56,200	21,100
11		134,800		21,300	51,100	21,100
12		123,600		21,300	46,800	21,100
13		114,100		21,300	43,200	21,100
14		105,900		21,300	40,200	21,100
15		98,900		21,300	37,400	21,100
16		92,700		21,300	35,200	21,100
17		87,300		21,300	33,000	21,100
18		82,400		21,300	31,200	21,100
19		78,100		21,300	29,600	21,100

20	133,300	91,600	89,600	21,300	45,500	21,100
21	126,900	87,300	85,400	20,300	43,300	20,000
22	121,200	83,300	81,500	19,400	41,400	19,100
23	115,900	79,700	77,900	18,600	39,600	18,300
24	111,000	76,400	74,700	17,800	37,900	17,500
25	106,600	73,300	71,700	17,100	36,400	16,900
26	102,500	70,500	69,000	16,400	35,100	16,200
27	98,700	67,900	66,400	15,800	33,700	15,600
28	95,100	65,500	64,000	15,200	32,500	15,000
29	91,900	63,200	61,800	14,800	31,400	14,600
30	88,900	68,200	59,800	14,200	37,400	14,000
31	98,900	79,600	57,800	27,600	36,300	27,200
32	95,800	77,100	56,000	26,800	35,200	26,400
33	92,900	74,800	54,300	26,000	34,000	25,600
34	90,200	72,500	52,800	25,100	33,000	24,800
35	87,600	70,500	51,200	24,500	32,100	24,100
36	85,100	68,600	49,800	23,800	31,200	23,500
37	82,800	66,700	48,400	23,100	30,400	22,800
38	80,700	64,900	47,100	22,500	29,600	22,200
39	78,600	63,200	45,900	21,900	28,800	21,600
40	76,700	61,700	44,900	21,300	28,100	21,100
41	84,800	57,700	53,700	19,900	26,600	19,900
42	82,700	56,400	52,400	19,400	26,000	19,400
43	80,800	55,100	51,200	18,900	25,400	18,900
44	78,900	53,800	50,100	18,500	24,800	18,500
45	77,200	52,600	49,000	18,200	24,300	18,200
46	75,500	51,500	47,900	17,700	23,700	17,700
47	74,000	50,400	46,800	17,400	23,200	17,400
48	72,400	49,300	45,800	17,000	22,700	17,000
49	71,000	48,400	45,000	16,600	22,300	16,600
50	69,500	47,400	44,000	16,300	21,800	16,300
51	68,100	46,400	43,100	16,000	21,400	16,000
52	66,800	45,500	42,400	15,600	21,000	15,600
53	65,600	44,700	41,500	15,400	20,600	15,400
54	64,400	43,900	40,800	15,100	20,200	15,100
55	63,200	43,000	40,000	14,900	19,900	14,900
56	62,100	42,300	39,400	14,500	19,400	14,500
57	60,900	41,500	38,600	14,300	19,100	14,300
58	59,900	40,800	37,900	14,100	18,800	14,100
59	58,900	40,200	37,300	13,900	18,400	13,900
60	57,900	39,400	36,800	13,500	18,200	13,500
61	64,400	38,800	43,500	13,300	17,900	13,300
62	63,300	38,200	42,800	13,100	17,600	13,100
63	62,300	37,600	42,100	13,000	17,300	13,000
64	61,300	37,000	41,400	12,800	17,000	12,800
65	60,400	36,400	40,800	12,600	16,800	12,600
66	59,500	35,800	40,200	12,300	16,600	12,300
67	58,500	35,400	39,600	12,200	16,200	12,200
68	57,700	34,900	39,000	12,000	16,000	12,000
69	56,900	34,300	38,500	11,800	15,800	11,800
70	56,000	33,900	37,800	11,700	15,600	11,700

71	55,300	33,300	37,300	11,500	15,400	11,500
72	54,500	32,900	36,900	11,300	15,100	11,300
73	53,800	32,500	36,300	11,100	14,900	11,100
74	53,000	32,000	35,800	11,000	14,700	11,000
75	52,300	31,600	35,400	10,900	14,600	10,900
76	51,600	31,200	34,900	10,700	14,400	10,700
77	51,000	30,700	34,500	10,600	14,200	10,600
78	50,300	30,400	33,900	10,500	13,900	10,500
79	49,700	30,000	33,600	10,400	13,800	10,400
80	49,000	29,600	33,200	10,200	13,600	10,200

(注) 1 枠外の定員に係る事務費基準単価については別途市長が定める。

- 2 上記単価のうち、特定施設における入所者については、「共通職員単価」を、また、特定施設における入所者以外の入所者（以下「一般入所者」という。）については、「共通職員単価」に「直接処遇職員単価」を加えたものを事務費基準単価とする。
 なお、「直接処遇職員単価」を区分する場合、「取扱定員」は、「一般入所者数」と読み替えるものとする。

イ 他施設・事業と併任した場合に1名当たり減じる額

(単位：円)

取扱定員 (人)	他施設・事業と併任した場合に1名当たり減じる額							
	施設長	事務員	主任生活相談員	生活相談員	主任介護職員	介護職員	看護職員	栄養士
10				22,000		18,500		
11				20,000		16,800		
12				18,300		15,400		
13				16,900		14,200		
14				15,700		13,200		
15				14,600		12,300		
16				13,700		11,600		
17				12,900		10,900		
18				12,200		10,300		
19				11,600		9,700		
20	15,400(6,200)			11,000		9,300		
21	14,700(5,900)			10,500		8,800		
22	14,000(5,600)			10,000		8,400		
23	13,400(5,400)			9,600		8,100		
24	12,800(5,100)			9,200		7,700		
25	12,300(4,900)			8,800		7,400		
26	11,800(4,700)			8,500		7,100		
27	11,400(4,600)			8,100		6,900		
28	11,000(4,400)			7,800		6,600		
29	10,600(4,200)			7,600		6,400		
30	10,300(4,100)			7,300		6,200		
31	9,900(4,000)			7,100		6,000		
32	9,600(3,800)			6,900		5,800		
33	9,300(3,700)			6,700		5,600		
34	9,100(3,600)			6,500		5,400		
35	8,800(3,500)			6,300		5,300		
36	8,600(3,400)			6,100		5,100		
37	8,300(3,300)			5,900		5,000		
38	8,100(3,200)			5,800		4,900		
39	7,900(3,200)			5,600		4,700		
40	7,700(3,100)			5,500		4,600		

41	7,500(3,000)			5,400	4,600	4,500		4,600
42	7,300(2,900)			5,200	4,500	4,400		4,500
43	7,200(2,900)			5,100	4,400	4,300		4,400
44	7,000(2,800)			5,000	4,300	4,200		4,300
45	6,800(2,700)			4,900	4,200	4,100		4,200
46	6,700(2,700)			4,800	4,100	4,000		4,100
47	6,600(2,600)			4,700	4,000	3,900		4,000
48	6,400(2,600)			4,600	3,900	3,900		3,900
49	6,300(2,500)			4,500	3,900	3,800		3,900
50	6,200(2,500)	4,200(1,700)		4,400	3,800	3,700	4,300	3,800
51	6,000(2,400)	4,100(1,600)	4,400	4,300	3,700	3,600	4,300	3,700
52	5,900(2,400)	4,000(1,600)	4,300	4,200	3,600	3,600	4,200	3,600
53	5,800(2,300)	3,900(1,600)	4,200	4,100	3,600	3,500	4,100	3,600
54	5,700(2,300)	3,900(1,500)	4,200	4,100	3,500	3,400	4,000	3,500
55	5,600(2,200)	3,800(1,500)	4,100	4,000	3,400	3,400	3,900	3,400
56	5,500(2,200)	3,700(1,500)	4,000	3,900	3,400	3,300	3,900	3,400
57	5,400(2,200)	3,600(1,500)	3,900	3,900	3,300	3,200	3,800	3,300
58	5,300(2,100)	3,600(1,400)	3,900	3,800	3,300	3,200	3,700	3,300
59	5,200(2,100)	3,500(1,400)	3,800	3,700	3,200	3,100	3,700	3,200
60	5,100(2,100)	3,500(1,400)	3,700	3,700	3,200	3,100	3,600	3,200
61	5,000(2,000)	3,400(1,400)	3,700	3,600	3,100	3,000	3,600	3,100
62	5,000(2,000)	3,400(1,300)	3,600	3,500	3,100	3,000	3,500	3,100
63	4,900(2,000)	3,300(1,300)	3,600	3,500	3,000	2,900	3,400	3,000
64	4,800(1,900)	3,200(1,300)	3,500	3,400	3,000	2,900	3,400	3,000
65	4,700(1,900)	3,200(1,300)	3,500	3,400	2,900	2,800	3,300	2,900
66	4,700(1,900)	3,200(1,300)	3,400	3,300	2,900	2,800	3,300	2,900
67	4,600(1,800)	3,100(1,200)	3,300	3,300	2,800	2,800	3,200	2,800
68	4,500(1,800)	3,100(1,200)	3,300	3,200	2,800	2,700	3,200	2,800
69	4,500(1,800)	3,000(1,200)	3,300	3,200	2,700	2,700	3,100	2,700
70	4,400(1,800)	3,000(1,200)	3,200	3,100	2,700	2,600	3,100	2,700
71	4,300(1,700)	2,900(1,200)	3,200	3,100	2,700	2,600	3,100	2,700
72	4,300(1,700)	2,900(1,200)	3,100	3,100	2,600	2,600	3,000	2,600
73	4,200(1,700)	2,800(1,100)	3,100	3,000	2,600	2,500	3,000	2,600
74	4,200(1,700)	2,800(1,100)	3,000	3,000	2,600	2,500	2,900	2,600
75	4,100(1,600)	2,800(1,100)	3,000	2,900	2,500	2,500	2,900	2,500
76	4,100(1,600)	2,700(1,100)	3,000	2,900	2,500	2,400	2,900	2,500
77	4,000(1,600)	2,700(1,100)	2,900	2,900	2,500	2,400	2,800	2,500
78	3,900(1,600)	2,700(1,100)	2,900	2,800	2,400	2,400	2,800	2,400
79	3,900(1,600)	2,600(1,100)	2,800	2,800	2,400	2,300	2,700	2,400
80	3,800(1,500)	2,600(1,000)	2,800	2,700	2,400	2,300	2,700	2,400

(注) 1 「施設長」及び「事務員」欄の()内は、当該施設に併設される社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項(第8号から第11号までの事業を除く。)に規定する事業に従事する場合に適用する。

2 枠外の定員に係る単価については、別途市長が定める。

(2) 事務費加算額

ア 総合防災対策強化事業費

施設における火災、地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和62年7月16日社施第90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて総合防災対策強化事業費（以下「防災費」という。）を必要とするものと認定されたときは、防災費として認定された450,000円の範囲内の額を、当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（円未満切捨て）を毎月加える。

イ 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算を必要とするものと認定された場合については、上記(1)、(2)のアの合算額に同通知に定めるところに準じて決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)を民改費として毎月加える。この場合における「加算率」とは、人件費加算分の率から5パーセントを差し引くものとし、差し引いた後の人件費加算分の率がマイナスとなる場合は、人件費加算分の率は0パーセントとし、職員一人当たりの平均勤続年数ごとの加算率は、次の加算率一覧表のとおりとする。

ただし、加算率については同通知に定めるところに準じて全部又は一部を減ずることができる。

なお、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設（以下「特定施設」という。）については、特定施設の対象者について、共通職員のみにより算定した民改費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いるものとする。

加算率一覧表

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	11%	9%	2%
B階級	12年以上14年未満	10%	8%	2%
C階級	10年以上12年未満	8%	6%	2%
D階級	8年以上10年未満	6%	4%	2%
E階級	6年以上8年未満	4%	2%	2%
F階級	6年未満	2%	0%	2%

2 想定本人徴収額

想定本人徴収額は、次の表により求めた額とする。

(1) 軽費老人ホーム

	対象収入による階層区分	想定本人徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	99,000円
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	106,000円
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	113,000円
21	3,400,001円 ～ 3,500,000円	120,000円
22	3,500,001円 ～ 3,600,000円	127,000円
23	3,600,001円以上	134,000円

(注)1 この表における「対象収入」とは、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付老発第0124004号)の1の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日付老計発第0124001号)の第2の1(1)、(3)及び(4)に準じて算定されたものであること。

2 利用者が介護保険法(平成9年法律第123号)第41条に規定する指定居宅サービスを受けた場合に、当該利用者が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス事業運営基準」という。)に基づき事業者を支払う「利用料等」については、これを必要経費として認定するものであること。

なお、「利用料等」に該当するか否かの判断にあたっては、指定居宅サービス事業運営基準のほか、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日付老企第54号)を参考とすること。

3 2人部屋を夫婦等で利用し、かつ夫婦等の収入及びその必要経費を合算した合計

額が300万円以下に該当する場合、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、夫婦等それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30パーセント減額した額を想定本人徴収額とすることを原則とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

- 4 月途中の入退所があった場合は、日割りによって事務費徴収額を算定するものとする。この場合、1円未満の端数は切り捨てとする。